

○内閣府令第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

別表第一(第三条関係)

[略]	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	[略]
	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)	第二十八条の四第一項及び第三十四条の十六の三第一項
[略]	協同組合による金融事業に関する法	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項に

改正前

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所~~に~~備え置く電子計算機の映像面~~における表示~~又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

別表第一(第三条関係)

[同上]	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	[同上]
	[項を加える。]	
[同上]	協同組合による金融事業に関する法	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項に

<p>律（昭和二十四年法律第百八十三号）</p>	<p>において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>〔略〕</p> <p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）</p>	<p>第十二条第七項（第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項（これらの規定を第六十三条において準用する場合を含む。）、第</p>
<p>律（昭和二十四年法律第百八十三号）</p>	<p>において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>〔同上〕</p> <p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、</p>

金融機関の合併及 号)	金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一	〔略〕	五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十一条の三第九項、第六十一条の五第七項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
----------------	--------------------------	-----	--

金融機関の合併及	〔項を加える。〕	〔同上〕	第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
----------	----------	------	---

び轉換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）	準用する場合を含む。）、第三十三條第四項、第四十四條第二項（第六十三條において準用する場合を含む。）及び第四十七條第二項
銀行法	第二十一條第一項及び第二項、第五十二條の二の六第一項、第五十二條の二十九第一項、第五十二條の四十九（第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二條の五十一第一項、第五十二條の六十第一項、第五十二條の六十の十八並びに第五十二條の六十一の十二
〔略〕 保険業法（平成七年法律第百五号）	第三十條の八第六項において準用する会社法第七十四條第六項、第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第四十一條第一項において準用する同法第三百十條第六項、第三百十一條第三項、第三百十八條第二項及び第三項並びに第三百十九條第二項、第四十四條の二第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十條第六項、第四十九條第一項において準用する同法第三百十一條第三項並びに第三百

び轉換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）	第四十四條第二項及び第四十七條第二項
銀行法	第二十一條第一項及び第二項、第五十二條の二の六第一項、第五十二條の二十九第一項、第五十二條の四十九（第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二條の六十第一項、第五十二條の六十の十八並びに第五十二條の六十一の十二
〔同上〕 保険業法（平成七年法律第百五号）	第三十條の八第六項において準用する会社法第七十四條第六項、第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第四十一條第一項において準用する同法第三百十條第六項、第三百十一條第三項、第三百十八條第二項及び第三項、第三百十九條第二項、第四十四條の二第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十條第六項、第四十九條第一項において準用する同法第三百十一條第三項、第三百十八條第

十八条第二項及び第三項、第五十三條の十六及び第八十條の十五において準用する同法第三百七十一條第一項、第五十三條の十七において準用する同法第三百七十八條第一項（第二号を除く。）、第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第一項、第五十三條の二十八第六項において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八第二項において準用する同法第七百三十一條第二項及び第七百三十五條の二第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第九十六

二項及び第三項、第五十三條の十六及び第八十條の十五において準用する同法第三百七十一條第一項、第五十三條の十七において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第一項、第五十三條の二十八第六項において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項及び第七百三十五條の二第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第九十六條の

---

---

条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第二項及び第八百一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百十一条第二項及び第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第一百一条第一項（第九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第二百三十六条の二第一項（第二百十條第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第六十五条の十三第二項（第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二十一第二項（第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十三条第一項に

---

---

五第三項において準用する同法第七百九十一条第二項及び第八百一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百十一条第二項及び第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第一百一条の二第一項（第二百十條第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第六十五条の十三第二項（第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の十九第一項、第六十五条の二十一第二項（第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十三条第一項において準用する同法第四百九十二条第四項、第五百八条第一項及び第三項、第九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第

---

---

<p>〔略〕</p> <p>保険業法施行規則 (平成八年大蔵省 令第五号)</p>	<p>第五十二条の二十二第四項、第二百十條の十の二第二項及び第三項並びに第二百十一條の八十二第二項及び第三項</p>	<p>において準用する同法第五百八條第一項及び第三項、第九十六條第三項、第二百十二條第四項及び第二百三十五條第四項において準用する同法第四百九十二條第四項並びに第五百八條第一項及び第三項、第二百七十一條の二十五第一項(第二百七十二條の四十第一項において準用する場合を含む。)、第二百八十五條第一項並びに第三百三條</p>
---	--	--

別表第三(第五條關係)

<p>〔略〕</p> <p>保険業法</p>	<p>第二十一條第二項、第九十八條第二項及び第二百九十三條において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百四十六條第一項及び第五百四十七條第一項、第二百八十五條第一項並びに第三百三條</p>	<p>第五十二條の二十二第四項、第二百十條</p>
------------------------	---	---------------------------

<p>〔同上〕</p> <p>保険業法施行規則 (平成八年大蔵省 令第五号)</p>	<p>第五十二條の二十二第四項</p>	<p>四項において準用する同法第四百九十二條第四項、第五百八條第一項及び第三項、第二百七十一條の二十五第三項(第二百七十二條の四十第一項において準用する場合を含む。)、第二百八十五條第一項並びに第三百三條</p>
--	---------------------	--

別表第三(第五條關係)

<p>〔同上〕</p> <p>保険業法</p>	<p>第二十一條第二項、第九十八條第二項及び第二百九十三條において準用する商法第五百四十六條第一項及び第五百四十七條第一項、第二百七十三條の三、第二百八十五條第一項並びに第三百三條</p>	<p>第五十二條の二十二第四項</p>
-------------------------	--	---------------------



別表第四（第八条関係）

<p>〔略〕</p> <p>の十の二第二項及び第三項並びに第二十一條の八十二第二項及び第三項</p>	<p>金融商品取引法</p> <p>〔略〕</p>	<p>公認会計士法</p> <p>第二十八條の四第一項及び第三十四條の十六の三第一項</p>	<p>〔略〕</p> <p>協同組合による金融事業に関する法律</p> <p>第五條の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六條第一項において準用する銀行法第二十一條第一項及び第二項、第六條の二第一項において準用する会社法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二條の五十一第一項及び第五十二條の六十第二項、第六條の五第一項において準用する同法第五十二條の六十の二十七第一項並びに第六條の五の十第一項において準用する同法第五十二條の六十一の二十一第一項</p>	<p>〔略〕</p>
--	---------------------------	--	---	------------

別表第四（第八条関係）

<p>〔同上〕</p>	<p>金融商品取引法</p> <p>〔同上〕</p>	<p>〔項を加える。〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>協同組合による金融事業に関する法律</p> <p>第五條の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六條の二第一項において準用する会社法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の六十の二十七第一項及び第六條の五の十第一項において準用する同法第五十二條の六十一の二十一第一項</p>	<p>〔同上〕</p>
-------------	----------------------------	-----------------	--	-------------

信用金庫法

第十二条第七項（第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一條第四項、第二十三條の二第二項（第一号に係る部分に限り、第六十三條において準用する場合を含む。）、第二十四條第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三十七條の二第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（これらの規定を第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十八條第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八條の六第三項（第一号に係る部分に限り、第六十三條において準用する場合を含む。）、第四十八條の七第四項（第一号に係る部分に限り、第六十三條において準用する場合を含む。）、第五十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第五十四條の十六第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第

信用金庫法

第十二条第七項において準用する会社法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一條第四項、第二十三條の二第二項（第一号に係る部分に限り、第二十四條第九項、第三十七條の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八條第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八條の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三條において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九條第一項において準用する銀行法第二十一條第一項及び第二項、第八十九條第七項において準用する同法第五十二條の六十の二十七第一項並びに第八十九條第九項において準用する同法第五十二條の六十一の二十一第一項

<p>金融機関の合併及び転換に関する法律</p>	<p>金融商品取引法施行令</p>	<p>〔略〕</p>	<p>十項（第一号に係る部分に限る。）<u>、第六十一条の四第二項（第一号に係る部分に限る。）</u>、<u>第六十一条の五第八項（第一号に係る部分に限る。）</u>、<u>第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）</u>、<u>第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項</u>、<u>第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項</u>、<u>第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第二項</u>、<u>第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項</u></p>
<p>金融機関の合併及び転換に関する法律</p>	<p>〔項を加える。〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第二十一条第二項（第一号に係る部分に限る）<u>、第二十八条第二項</u>、<u>第三十二条第三項</u>（第五十八条において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条第二項（第一</u></p>

	銀行法	〔略〕 保険業法
<p>十八条において準用する場合を含む。) 及び第三十四条第二項（第一号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の五十一第一項、第五十二条の六十第二項、第五十二条の六十の二十七第一項並びに第五十二条の六十一の二十一第一項</p>	<p>第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第</p>

	銀行法	〔同上〕 保険業法
<p>号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。)</p>	<p>第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の六十第二項、第五十二条の六十の二十七第一項並びに第五十二条の六十一の二十一第一項</p>	<p>第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第</p>

---

---

四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一において準用

---

---

四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一において準用す

---

---

---

---

する同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十八第六項において準用する同法第四百十三條第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第七項（第一号に係る部分に限る。）、

---

---

る同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十八第六項において準用する同法第四百十三條第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三項（同法第四百十三條第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第七項（第一号に係る部

---

---

（第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第八十二条第三項（第一号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。））、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）及び第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。））、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八百一十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。））、第百十一条第一項（第百九十九条及び第二百七十二條の十七において準

分に限る。））、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第八十二条第三項（第一号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。））、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。））、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。））、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。））、第八百一十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。））、第百十

---

---

用する場合を含む。)及び第二項(第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。)、第三百三十六條の二第二項(第二百十條第一項(第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。)、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)、第二百五十六條の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の九第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の十三第三項(第一号に係る部分に限り、第六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。)、第六十五條の十五第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の十九第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の二十一第三項(第一号に係る部分に限り、第六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十六條第三項(第一号に係る部分に限る。)、第八十條の十七において準用する同法第四

---

---

一条第一項及び第二項(第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。)、第三百三十六條の二第二項(第二百十條第一項(第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。)、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)、第二百五十六條の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の九第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の十三第三項(第一号に係る部分に限り、第六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。)、第六十五條の十五第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の十九第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條の二十一第三項(第一号に係る部分に限り、第六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十六條第三項(第一号に係る部分に限る。)、第八十條の十七において準用する同法第四百九十六條

---

---



<p>〔略〕</p>	<p>百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項</p>
<p>保険業法施行規則</p>	<p>第二百十條の十の二第二項及び第三項並びに第二百十一條の八十二第二項及び第三項</p>

別表第五（第十条関係）

<p>〔略〕</p>	<p>第二十三條の二第二項（第二号に係る部分に限り、第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十八條第十一項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第十項（第二号</p>
<p>信用金庫法</p>	<p>第二十三條の二第二項（第二号に係る部分に限り、第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十八條第十一項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第十項（第二号</p>

<p>〔同上〕</p>	<p>〔項を加える。〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項</p>

別表第五（第十条関係）

<p>〔同上〕</p>	<p>第十二條第七項において準用する会社法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一條第四項、第二十三條の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十八條第十一項（第二号に係る部分に限る。）並びに第六十三條において準用する同法第四百九十六條第</p>
<p>信用金庫法</p>	<p>第十二條第七項において準用する会社法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一條第四項、第二十三條の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十八條第十一項（第二号に係る部分に限る。）並びに第六十三條において準用する同法第四百九十六條第</p>

<p>金融機関の合併及び転換に関する法律</p>	<p>に係る部分に限る。）、第六十一条の四第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の五第八項（第二号に係る部分に限る。）並びに第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>
<p>金融機関の合併及び転換に関する法律</p>	<p>第二十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二十八条第二項、第三十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第五項及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項、第四十四条第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）</p>
<p>保険業法</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項、第九十八条第二項</p>
<p>金融機関の合併及び転換に関する法律</p>	<p>二項（第二号に係る部分に限る。）</p>
<p>金融機関の合併及び転換に関する法律</p>	<p>第二十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）</p>
<p>保険業法</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項、第九十八条第二項</p>

---

---

及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百四十七条第二項、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項、第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第五十三条の十五において準用する同法第三百五十八条第七項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十四条の八第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第二号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六条の四において準用する同法第二百七条第六項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十

---

---

及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百四十七条第二項、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項、第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第五十三条の十五において準用する同法第三百五十八条第七項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十四条の八第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第二号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六条の四において準用する同法第二百七条第六項、

---

---

---

---

四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第二号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八百十五条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第三百六十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第五百五十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の九第十三第三項（第二号に係る部分に限り、第六百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六百

---

---

第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七百九十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百十五条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第五百五十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の九第十三第三項（第二号に係る部分に限り、第六百六十五条の十四第三項において準用

---

---

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔略〕</p> <p>六十五条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十六条の十九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十五条の二十一第三項（第二号に係る部分に限り、第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十八条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九条第六项（第二号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>する場合を含む。）、第六十五条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十六条の十九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十五条の二十一第三項（第二号に係る部分に限り、第六十六条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十八条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九条第五項（第二号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>

附 則

この府令は、公布の日から施行する。